

# 非破壊式による自家消費野菜等の放射能検査を開始しました

会津若松市役所健康増進課では、検査品を切り刻まなくても放射能の検査ができる非破壊式検査機器の運用を開始しました。

## 【 非破壊式検査機器のポイント 】

- ・ **検査品を細かく切り刻む手間が不要です。**
- ・ **検査が終わったら、検査品をお召し上がりになれます。**
- ・ **受付から結果が出るまでの所用時間は1時間程度です。**

## 【 知っていただきたいこと 】

○検査には予約が必要です ⇒ **予約専用電話 39-1299**

検査をするにあたり、日程の予約が必要です。窓口当日持ち込まれても検査を受けることはできませんのでご注意ください。

○検査の主目的はスクリーニングです

非破壊式の検査は、従来の検査（細かく切り刻む方法）と同様、食品等の検査品が基準値（100Bq/kg）以内かどうかを調べること（スクリーニング）が主目的です。販売目的等の安全を証明するものではありません。流通・販売しているもの、出荷制限がかかっている食品、鳥獣肉については対象外です。

○検査をする前にもある程度の前処理が必要です

非破壊式の検査は、検査品をそのまま持ってくれば検査を行えるわけではありません。前処理が不十分ですと正しい検査結果を得られませんので次の作業をお願いします。

- ①土（泥）などをよく洗い流す
- ②食べられない部分はできるだけ取り除く
- ③大きいサイズの検査品はカットする（検査品の大きさは裏面参照）

○破壊式検査よりも測定値にばらつきあり

放射能は測定ごとに値が多少変わる（測定値がばらつく）性質があります。従来の破壊式検査は細かく切り刻む手間はありますが、非破壊式に比べ、測定値のばらつきが小さい特徴があります。より確実なスクリーニングをご希望の方は、従来の破壊式検査をお勧めいたします。

- （例）
- ①粒径が小さいもの
  - ②飲料水などの液体
  - ③とうもろこしなどの食べられない部分が多いもの

**【お問い合わせ先：会津若松市健康増進課 39-1245】**

※予約から検査までの流れについては裏面をご覧ください。

# 自家消費農作物等の放射能検査の流れ (非破壊式)

## ① 予約申込

(検査を希望する方)

・事前に予約が必要です。予約専用電話へ電話して、検査日・時間等を調整します。

**予約電話 39-1299**

(平日8時半～17時)

※但し、12～13時の間は除く



## ② 検査食品等の準備

(検査を希望する方)

・ 最低 500 g (できれば 700 g) 以上ご準備ください。

・皮やヘタがある食品等は、その部分をよく洗い、土や汚れを落としてください。

・幅、奥行き、高さがそれぞれ 15cm 以内に収まる大きさを目安に準備してください。

※大きさ、重さにより、切断させていただく場合がございます。

※飲料水等は1リットルを目安に準備し、検査の5日前に汲み置きしておいてください。

・ビニール袋等に入れてご持参ください。



## ③ 検査

(検査施設)

・検査申込書に必要事項を記入していただきます。

・専任の操作員が検査します。

。



## ④ 検査結果説明

(検査施設)

・検査結果は参考値扱いとなります。

・検査が終了した食品はお持ち帰りいただきます。

・受付からの全所要時間は約1時間程度です。

- ・検査の結果は、個人情報を除き、ホームページなどで公表します。
- ・個人情報は適切に管理します。

(参考・福島県内で流通している食品等の放射能検査状況に関するお問い合わせ窓口)

農林水産物関係：県環境保全農業課 024-521-7453・農産物流通課 024-521-7371

加工品関係：県食品生活衛生課 024-521-7243

・加工食品等の放射能検査申込窓口(事業者対象※個人の申込はできません)

福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター 0242-39-2974